

博士論文の著作権にご注意ください

平成25年4月1日以降に学位を授与された方は、博士論文の全文をインターネットにより公表することが義務付けられています。（学位規則（昭和二十八年四月一日文部省令第九号）第九条）

博士論文を執筆するときに加えて、インターネット公表時にも著作権に注意する必要がありますので、よく確認してください。

1. 論文を書くとき

「引用」とは？

著作権法第32条により、以下の条件（「公正な慣行」）を満たす「引用」をしていれば、著作権者への許諾は必要ありません。

許諾がいらない「引用」の条件

- a. 引用する資料は既に公表されているもの
- b. 報道、批評、研究などのための正当な範囲内である
- c. 引用部分とそれ以外の部分の主従関係が明確である
- d. カギ括弧などにより引用部分が明確になっている
- e. 引用を行う必然性がある
- f. 出所を明示している



許諾をとるのはどんな時？

他者に権利のある著作物を「引用」の範囲を超えて自分の論文中で利用する場合は、著作権者に許諾を得る必要があります。

許諾を得る際に決まった様式はありませんが、後々のトラブルを避けるため、可能な限りメール等の文書に残る形でとるようにしてください。出版社等が指定する様式があれば、そちらに従いましょう。

例えば...

- ・他者が書いた本や論文の図表を「転載」するとき
※一般的に1〜2点程度であれば引用と判断され、許諾を得る必要のない場合があります。
- ・雑誌等に掲載された自分の論文を博士論文の一部または全部にするとき
- etc.

許諾を得る際の注意点

- a. 出来る限り文書に残る形にする
- b. 利用する著作物の詳細を明記する（どの著作物のどの文章や図表を利用するのか、など）
- c. 許諾の範囲を明記する（博士論文への転載、リポジトリでのインターネット公表）

2. インターネットで公表するとき

注意点は？

他者の著作物や雑誌に掲載された自分の論文を「転載」により利用している場合や、個人情報等を含む場合、博士論文への掲載許可を得る時にリポジトリでのインターネット公表についても必ず許諾を得てください。

雑誌掲載論文を公表してもいいの？

学術雑誌等で既に発表した論文を博士論文の一部または全部とする場合、転載の可否と同時にリポジトリでの公表の可否をよく確認してください。出版者によってリポジトリでの公表に制限が設けられている場合があります。

公表の可否を確認するツール

- ①論文掲載時に出版者と交わした「著作権譲渡契約書（Copyright Transfer Agreement）」を最優先してください
- ②出版者のWebページ
- ③出版者の著作権データベース（参考）
英語誌の場合：SHERPA/RoMEO
<https://v2.sherpa.ac.uk/romeo/>
国内学協会誌：SCPJ
<https://jpcoar.repo.nii.ac.jp/page/133>



少しでも疑問点がある場合はそのままにせず、指導教官や出版者の担当者、図書館などに相談してください。

3. インターネットで公表できないとき

「やむを得ない事由」とは？

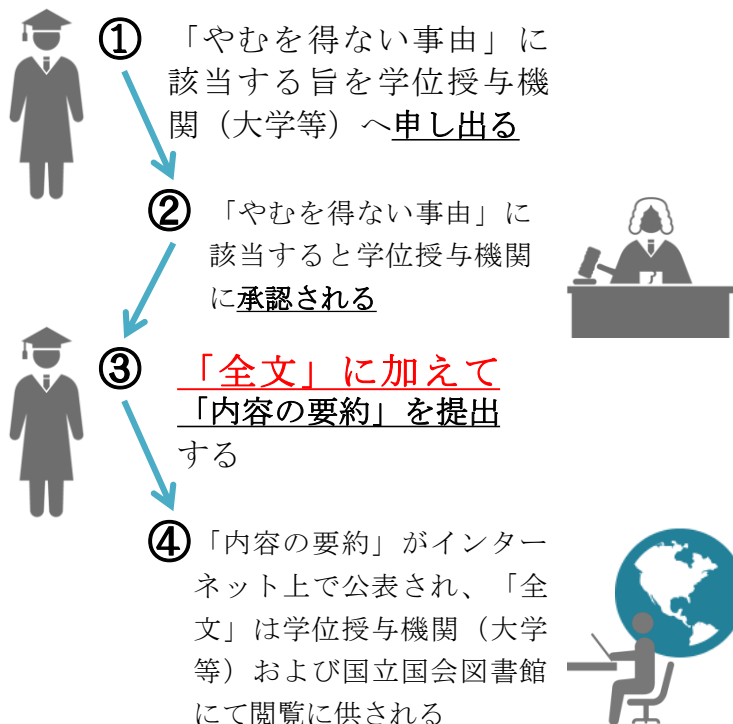
「やむを得ない事由」に該当する場合は、博士論文の全文に代えて「全文の要約」をインターネット公表することができます。

「やむを得ない事由」の例

- 立体形状による表現を含む等、インターネットによる公表が物理的に不可能である
- 個人情報やプライバシーに係る情報を含み、インターネット公表により研究対象者等に明らかな不利益が生じる
- 出版刊行済みまたはその予定があつてインターネット公表により著者に明らかな不利益が生じる
- 学術雑誌へ掲載済みまたはその予定があつて、インターネット公表により著者に明らかな不利益が生じる
- 他者の著作物を転載している、または出版刊行済み、学術雑誌へ掲載済みであつて、著作権者からインターネット公表の許諾が得られない
- 特許申請済みまたはその予定があつて、インターネット公表により著者に明らかな不利益が生じる

どう対応すればいいの？

「やむを得ない事由」に該当する場合、原則として以下のように対応します。



4. こんな時どうする？

雑誌に掲載された自分の論文を博士論文の一部としてインターネット公表できますか？



たとえ自分の論文であっても、**著作権が雑誌出版者に移譲されている可能性が高い**ので、著作権譲渡契約書等をよく確認してください。
少しでも分らないことがあれば、そのままにせず、必ず指導教官や図書館、出版社に相談しましょう。

雑誌に掲載された論文のインターネット公表の許可を得ようとしたところ、料金の支払いを求められたのですが？



許諾を得る際に著作権料などの支払いをする必要がある場合も「不利益が生じる」と考えられますので、「やむを得ない事由」に該当します。

5. お願い



卒業後も確実に連絡のとれる連絡先をお知らせください。



不明点があれば、指導教員、図書館、著作権者等にしっかりと確認してください。

お問合せ先

〇〇大学図書館△△担当
Tel.123-456-7890
E-mail. abc@defg.ac.jp



この作品はクリエイティブ・コモンズ表示4.0国際ライセンスの下に提供されています。
作成者：平成26年度 機関リポジトリ担当者向け勉強会「博士論文のインターネット公表」3班
<http://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja>